

F/ASFIDA クラブ規約

第一条【名称及び所在】

- ・本クラブは、名称をアスフィード熊本と称します。
- ・事務所を熊本県菊池郡菊陽町原水5599-5に置きます。

第二条【目的】

本クラブはサッカーの楽しさを伝え、活動を通じて、心身ともに健全で逞しい人材育成を目的といたします。

第三条【入会資格及び入会手続き】

入会者が運動を行うにあたり心身ともに健康で、その保護者が本規約を承諾した上で、同意及び遵守できる方。またクラブの名誉を傷つけない者とする。

所定の手続きを終え、本クラブが入会を認めた方（以下クラブ生）は、別途定める練習日から本クラブに参加することが出来ます。

第四条【会費の納入】

- ・別に定める年会費、月謝及びその他の諸費用を所定の方法でお支払していただきます。
- ・会費の納入を怠った場合、本クラブへの参加を停止し、退会していただくことがございます。

第五条【損害保険への加入】

- ・本クラブはクラブ生に対して、必ず「スポーツ安全保険」への加入手続きを行います。
- ・万が一、本クラブ活動中にけがや事故が起きた場合、本クラブの管理下における活動中のけがや事故と認められた場合のみ「スポーツ安全保険」の範囲内で賠償いたします。

第六条【開催日及び期間】

- ・別に定めるスケジュール表をご確認ください。
 - ・雨天時は原則開催いたします。ただし、突然の雷や強風などの悪天候または天災等の場合は中止、中断する場合があります。そのような場合は、クラブ事務局より連絡いたします。
 - ・やむをえない事情が発生した場合に定められた練習日を中止する場合がございます。その場合は可能な範囲で事前に通知、振替をいたします。
 - ・天災及び災害の場合は適宜対応致します。
- 天災等で活動をやむを得ず行えない場合の月謝等の返金はいりません。

第七条【休会及び退会】

- ・諸事情により、本クラブを休会される場合は、一ヶ月単位とし、休会希望月の前月10日までに事務局に所定の書面を提出してください。休会の場合は1/3の月謝を収める事とし、無断休会の場合は通常通りの月謝を徴収させていただきます。

- ・諸事情により、本クラブを退会される場合は、退会希望月の前月10日までに事務局に所定の書面を提出してください。未提出時や月途中で退会連絡をされた場合、または、更新手続き後に退会連絡をされた場合の該当月の月謝の返金はいりません。

- ・納入後の年会費は返金いたしません。

第八条【負傷時の処置及び免責】

- ・本クラブ生が受講中に負傷した場合には、本クラブスタッフが応急処置を施し、病院への搬送等その状況に応じて適切と思われる対応をいたします。
- ・本クラブ指導者の管理以外で起きた事故・盗難や本クラブ指導者の管理下において指導者の指示に従わず起きた事故等については、本クラブはその賠償を一切追いません。

第九条【スクール生の変更事項】

クラブ生は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記載事項に変更があった場合には、事務局まで速やかにその内容をご連絡ください。

第十条【除名】

次の事項に該当する方を除名することがあります。
本規約に違反された方、本クラブ指導者の指示に従わない方、社会規範に反する行為をされる方、他のクラブ生や施設利用者及び利用施設、本クラブに多大な迷惑をかけた方、その他本クラブの品位を落とすような行為（SNS等も含）をされた方等

第十一条【SNS等への投稿】

- ・本クラブの活動で撮影した写真及び動画は以下の目的で使用し、ホームページ及び公式SNS上に紹介することがあります。
- ① 写真、活動動画については、その活動を紹介する為。
 - ② 卒団後の活躍紹介する為。

第十二条【指針及び細則】

本規約に定めのない事項及び運営上必要な指針及び細則は本クラブが別に定めます。

第十三条【施行】

本規約は2023年4月1日より施行いたします。